

○東京藝術大学テニュアトラック制度に関する規則

〔平成28年1月28日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、優れた研究教育を行う能力及び資質を有する教員の確保を図るため、東京藝術大学において実施するテニュアトラック制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テニュアとは、任期の更新回数に定めのない身分をいう。
- (2) テニュアトラック制度とは、この規則に基づき、任期満了時までにはテニュア審査を行い、可とされた者にテニュアを付与し、不可とされた場合は任期満了をもって雇用関係を終了する制度をいう。
- (3) テニュアトラック教員とは、テニュアトラック制度により雇用された教員をいう。
- (4) 中間審査とは、テニュアトラック教員の教育研究活動の進捗状況等の審査をテニュア審査に先行して予備的に行うことをいう。
- (5) テニュア審査とは、テニュアトラック教員の研究教育活動の実績を厳正に評価し、テニュアを付与するための資格審査をいう。

(テニュアトラック教員の職)

第3条 テニュアトラック教員として採用する者の職は准教授、講師又は助教とする。

(任期)

第4条 テニュアトラック教員として採用する者の任期は、5年以内とし、東京藝術大学における大学教員の任期に関する規則の適用を受けないものとする。

(テニュアトラック教員として雇用する者の選考)

第5条 テニュアトラック教員として採用するものの選考は、原則として公募によるものとし、選考方法等については別に定める。

(制度の明示)

第6条 テニュアトラック教員の公募及び採用にあたっては、テニュアトラック制度の内容その他必要な事項について明示するものとする。

(同意)

第7条 テニュアトラック教員を採用する場合は、別紙様式により、採用されるものの同意を得なければならない。

(中間審査及びテニュア審査)

第8条 中間審査は、原則として、テニユアトラック教員の採用後3年を経過する日までに行うものとする。

2 テニユア審査は、原則として、テニユアトラック教員の任期が満了する6月前までに行うものとする。

3 中間審査及びテニユア審査の実施に関し必要な事項は、別に定める。
(テニユア付与後の職)

第9条 テニユア付与後の職は、原則として、准教授又は講師とする。
(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、テニユアトラック制度に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月28日から施行する。

別紙様式

同 意 書

(元号) 年 月 日

東京藝術大学長 殿

氏 名 印

私は東京藝術大学〇〇〇〇（注）に就任するに際し、東京藝術大学テニユアトラック制度に関する規則第4条に基づき、下記のとおり任期を定めて雇用されることに同意いたします。

記

(元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで

(注) 〇〇〇〇部分には学部等及び職名を記入する。